

昭和二十五年四月二十六日提出
質問第一三三八号

阿波丸協定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月二十六日

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

提出者 梨木作次郎

阿波丸協定に関する質問主意書

一 昭和二十四年四月十四日、米国政府との間になされた阿波丸請求権の処理のための協定は、国会に報告はされたが、国会に承認を求める手続が、なされていない。従つて同協定は憲法第七十三條により、未だ効力が発生しないものと考えるが、政府の見解をききたい。

二 同協定に了解事項として左の事項が確認されている。

占領費ならびに日本国の降伏の時から米国政府によつて日本国に供與された借款及び信用は、日本にとつて有効な債務であり、これらの債務は、米国政府の決定によつてのみこれを減額し得るものである。

この了解事項は昭和二十四年四月六日の「阿波丸事件に基く日本国の請求権の放棄に関する決議」の内容に含まれていない事項であるが、この債務負担に関する協定もまた、国会に報告はされたが、国会に承認を求める手続がなされていない。

従つて同協定は、憲法第七十三條により、まだ効力が発生していないし、また同協定の債務は国会の議

決がないから、憲法第八十五條により有効な債務でないと考えるが、政府の見解をききたい。

三 同協定の了解事項として確認されている債務の現在額がいくらであるかききたい。

右質問する。